

1 地域における相談体制の充実

自殺対策には、自殺の発生状況やその背景（年齢層、性別、産業構造など）に地域特性があることから、地域における自殺の要因などの実情に合わせ、問題を抱えた人に対する相談・支援体制の整備・充実を図るとともに、相談機関の存在を知らないため十分な社会的支援が受けられないことがないよう関係機関の幅広い連携により相談窓口などを周知するための取組を強化する必要がある。

そのため、内閣府では、自殺予防週間（9月10日～16日）に、相談窓口の周知や無料相談会の開催など、相談体制を強化している。

また、地域における相談体制の充実を促進するとともに、自殺を防ぐための地域における心の健康づくり推進体制の整備の一環として、自殺を防ぐための地域における相談体制の充実を図り、相談しやすい体制の整備を促進するため、都道府県・政令指定都市が実施している公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定し、平成20年9月10日より「こころの健康相談統一ダイヤル」として運用を開始した（0570-064-556）。現在、全31自治体（北海道、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、

栃木県、群馬県、東京都、神奈川県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、京都市）が加入しており（24年3月末現在）、23年度の電話件数は約3万1,000件となっている。

さらに、平成23年度の自殺予防週間（9月10日～16日）及び自殺対策強化月間（3月）に合わせて、期間限定で初の「全国一斉こころの健康相談統一ダイヤル」を実施した。

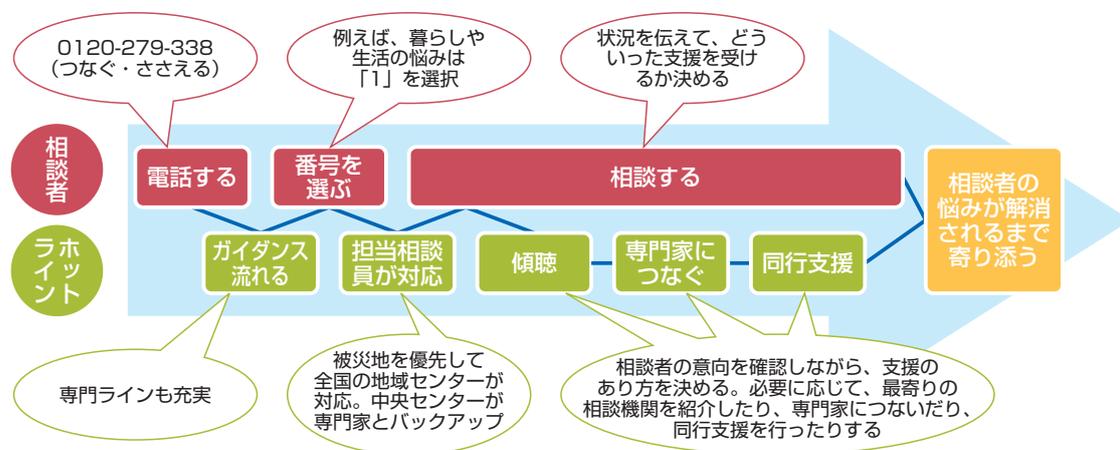
また、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人が、いつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、24時間365日無料電話相談によって悩みを傾聴し、問題を解決するための社会的包摂ワンストップ相談支援事業を補助事業（厚生労働省から全国的な民間支援団体に補助）として実施し（「よりそいホットライン」）、地域の支援組織等と連携しつつ、様々な相談に対応している。

よりそいホットライン

平成24年3月から、社会的包摂ワンストップ相談支援事業（「よりそいホットライン」(0120-279-338)『つなぐ・ささえる』）を、実施しています。

「よりそいホットライン」は、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人が、いつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、24時間365日、無料電話によって、相談者のどんな相談にも寄り添い、一緒に解決する方法を探します。

「よりそいホットライン」では、「生活や暮らしに関する相談」、「外国語による相談」、「性暴力、ドメスティックバイオレンスなど女性の相談」、「性別や同性愛などに関わる相談」、「死にたいほどつらい気持ちを聞いてほしい」など様々な相談を受け付けています。



2 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実

平成19年4月に策定された「多重債務問題改善プログラム」は、①丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化、②借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付の提供、③多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化、④ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化の四つを柱としており、現在、同プログラムに沿って関係省庁、関係機関により多重債務者対策が進められているところである。

(1) 相談窓口の整備

多重債務相談窓口については、全ての都道府県及び約93%の市区町村において整備されている（平成23年3月末現在）。

また、政府では、平成20年4月から、財務局、財務支局、沖縄総合事務局に多重債務相談員を配置し、管内都道府県、市区町村における取組をバックアップするという観点から、多重債務相談を開始している。財務局等、都道府県、市区町村の22年度の相談件数の合計は約11万件であり、今後とも多重債務者を相談窓口へ誘導するため、効果的な広報活動を行っていくことが期待される。このほか、日本貸金業協会においては、貸金業に関する相談・苦情を受け付けており、その中から多重債務相談者で、本人が希望すれば、個別に生活再建支援のカウンセリングを行っている（23年度上半期実績445回）。

さらに、平成22年6月の改正貸金業法の完

全施行後1年を経過した状況を踏まえ、さらに継続的に多重債務者対策を講じていくため、19年度の「全国一斉多重債務者相談ウィーク」、20年度から22年度の相談強化キャンペーンに引き続き、「多重債務者相談強化キャンペーン2011」を23年9月から12月に実施し、全国各地で消費者向け及び事業者向けの無料相談会を開催した。また、同年5月には、相談窓口の認知度向上を図るため、都道府県別に、消費者及び事業者向けの相談窓口を記載したポスターを作成し、自治体・財務局・関係機関に約10万部配布しており、多重債務相談窓口の認知度向上に努めている。

また、消費者庁では、各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」により、例えば多重債務問題に関する研修の実施や、弁護士等による多重債務相談の実施など地方公共団体が実施する取組に対する支援を行っている。

3 失業者等に対する相談窓口の充実等

厚生労働省では、失業者に対してハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談を実施するとともに、早期再就職のための様々な支援を実施している。

特に、心理的不安などから、主体的に的確かつ現実的な求職活動を行うことができない求職者等の相談に対応するため、全国の主要なハローワークに「就職支援ナビゲーター」を配置し、キャリア・コンサルティングの技法等を活用しながら、きめ細やかに相談を行うことにより、求職活動上の課題の解決を図り、長期失業に至ることのないよう支援している。

また、非正規労働者総合支援センター、同コーナー及び主要なハローワークにおいて、臨床心理士、弁護士等による相談を実施するとともに、「ハローワークインターネットサービス」において、失業に伴う公的保険等の変更手続等失業に直面した際に生ずる様々

(2) セーフティネット貸付の充実

多重債務者に対しては、まずは相談窓口等において、丁寧な事情の聴取と債務整理等の解決方法の相談・検討を行うことが重要である。その上で、必要な場合は、多重債務者に対する低利の貸付（セーフティネット貸付）を活用することも考えられる。セーフティネット貸付制度については、消費者向けとしては生協等による取組が、事業者向けとしては、日本政策金融公庫によるいったん失敗した事業者に対する融資制度の拡充等が進んでおり、今後、一層の充実・強化が望まれている。

また、生活に困窮している者に対する貸付制度である「生活福祉資金貸付」についても、平成21年10月には、連帯保証人要件の緩和、貸付利子の引下げ等の制度の見直しが行われ、利用促進に向けた取組が進められている。

な生活上の問題に関連する情報提供を実施している。特に、平成21年度からは民間事業者へ委託し、ハローワークの求職者を対象に、リーフレットによるこころの健康に関する情報、ストレスチェックシート、メール相談の案内等の周知のほか、自殺等に係る悩み、不安等の相談に対し、カウンセラーによるメール相談を実施している。さらに、地域自殺対策緊急強化基金を活用した地域自殺対策緊急強化事業等として、地方公共団体がハローワークの求職者を対象に、弁護士、司法書士、精神保健福祉士等の専門家による巡回相談を実施する場合に、ハローワークにおいて、求職者への周知、相談場所の提供等の協力を行っている（23年度の相談実施回数は約5,000回、メール相談件数は約6,000件）。

ハローワークの住居・生活支援窓口において、住居・生活にお困りの求職者の方に対して総合相談を実施する中で、心の健康や多重

債務等の関係機関へ円滑な誘導・連携が図れるように、各地域に設けた生活福祉・就労支援協議会の活用を図っている。

さらに、ニート等の若者の職業的自立を支援するためには、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援が必要となっている。こうした支援は、各人の置かれた状況に応じて個別に行うことや、一度限りの支援に留まらず、継続的に行うことが必要である。

このため、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる「地域若者サポートステーション」の設置箇所を全国110か所（平成23年度）に拡充し、専門的な相談やネットワークを活用した誘導、高校中退者等を対象とした訪問支援（アウトリーチ）による学校教育からの円滑な誘導體制の拡充など、多様な就労支援メニューを提供し、若者の職業的自立支援を強化している。

4 経営者に対する相談事業の実施等

中小企業庁では、都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の経営安定特別相談事業に対して全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う支援事業を補助している。

また、多種多様であり、事業内容や課題についてもそれぞれの地域性が強いという特性のある中小企業の再生を図るため、47都道府県の商工会議所等に「中小企業再生支援協議会」を設置し、専門性を備えた常駐専門家や外部専門家を配置することにより、過剰な債務を抱えるなど、経営に行き詰まっている中小企業の事業の再生に関する相談から再生計画の策定支援まで、幅広く事業再生の支援を行っている。

さらに、平成23年5月の自殺者数の急増及び東日本大震災を受けて、中小企業関係機関・団体に対して、中小企業の相談対応にお

けるきめ細かい対応や各種相談窓口及び震災対応の各種支援策の周知について要請し、また、自殺対策強化月間に係る取組として、中小企業者の自殺防止の観点から、約400の関係機関・団体に対して、自殺対策強化月間及び各種相談窓口の周知について要請を行うとともに、中小企業関係機関・団体に対して、全国約8,000人の商工会・商工会議所経営指導員による巡回指導をはじめとした中小企業者の相談対応におけるきめ細かい対応について要請した。

なお、全国どこからでも一つの電話番号で、資金繰りや経営相談など、どこに相談したらよいか困っている方から幅広く相談を受け付ける「中小企業電話相談ナビダイヤル」（最寄りの経済産業局中小企業課につながる）を実施した。

5 法的問題解決のための情報提供の充実

日本司法支援センター（愛称：法テラス）では、法的トラブルを抱えてお困りの方に、法テラス・サポートダイヤル（0570-078374（おなやみなし））をはじめ、全国各地の地方事務所の窓口で問い合わせを受け付け、法的トラブルの解決に役立つ様々な法制度や各種相談窓口についての情報を無料で提供する情報提供業務、経済的な理由で弁護士・司法書士の法的援助を受けることが困難な方を対象

に、無料で法律相談を行い（平成23年度の法律相談援助件数は約28万件）、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行う民事法律扶助業務、犯罪の被害に遭った方やそのご家族に対し、損害・苦痛の回復や軽減を図るための制度や犯罪被害者支援に係る各種相談窓口についての情報を提供するほか、犯罪被害者支援の経験・理解のある弁護士の紹介等を行う犯罪被害者支援業務などを行っている。

法テラスには、多重債務などの金銭問題や、男女・夫婦に関する問題、職場でのいじめや解雇などの労働問題をはじめ様々な問題についての相談が寄せられ、このような法的なトラブルや悩みが自殺に至る原因の一つとなっていることも多いことから、法テラスにアクセスしてきた相談者をこれらの問題の解決へと導くことにより、自殺を未然に防ぐことができると考えられる。また、突然、家族に先立たれ、残された借金や相続問題などに直面している自死遺族の方への適切な支援を行うことも重要である。

法テラスが、こうした期待に十分応えられるようにするためには、法テラスと自殺対策に取り組んでいる関係機関・団体等とが相互に密接に連携し、支援体制のネットワークを充実させることが必要である。

このような観点から、法テラスでは、「いのちの電話」や地方公共団体・警察、その他自殺対策に取り組んでいる関係機関・団体を含む約7,000の関係機関・団体等（窓口数にして約2万5,000）に関する情報を集約し、利用者に対して、相談内容や状況に応じて適切な窓口を迅速に案内するとともに、転送や取次ぎなど利用者の負担を軽減するためのスムーズな橋渡しに努めている。さらに、これら関係機関・団体の窓口で相談に訪れた方が法的な支援を必要としている場合には、法テラスを案内していただくなど相互の連携・協力関係を充実・強化するために、関係機関・

団体との協議会や業務説明会を開催するなどの取組も進めているほか、他の団体が実施する研修にも積極的に参加している。

また、自殺を考えている方の心情に十分配慮した対応をすることも重要であり、法テラスでは、相談を受け付ける法テラス・サポートダイヤルのオペレーターや地方事務所の窓口対応専門職員らを対象に適宜研修等を実施しており、適切な対応に努めている。

なお、東日本大震災の被災者に対する支援策の一つとして、フリーダイヤル（「震災法テラスダイヤル（0120-078309（おなやみレスキュー））」）を設置し、二重ローン問題や原発の損害賠償請求などの震災に起因する法的トラブルについても解決に役立つ法制度や相談窓口等の案内を行っている（平成23年度の相談件数は約1,000件）。

法テラスとしては、法的トラブル解決のきっかけとなる情報を広く国民が得ることができるよう、民生委員や調停委員等向けにパンフレット・リーフレット等を配布して法的トラブルを抱える方に身近に接する機会の多い職種の方々を介し、法テラスの存在や業務内容を国民に周知するとともに、一般の方がアクセスしやすいWebサイトの充実化を図るなどの種々の工夫を凝らした広報活動を行っており、今後も自殺の原因にもなっている多重債務等の問題を解決するための情報をより多くの方々にご案内することにより、自殺防止に取り組んでいくこととしている。

6 危険な場所、薬品等の規制等

高層建築物等の屋上では、建築基準法令に基づき柵や金網等の設置を義務付けられているところである。国土交通省では、今後も特定行政庁を通じて、当該建築物の所有者等に対し、法令に基づく施設設置・維持管理等を徹底させ、屋上からの転落防止等の安全確保に努めることとしている。

また、鉄道駅のプラットホームにおいて、視覚障害者等をはじめとする全ての駅利用者

にとって線路への転落等を防止するために効果の高いホームドアの整備を促進しており、自殺の抑止にも寄与しているものと考えられる（平成24年3月末現在で519の駅で設置）。国土交通省としても、23年8月の「ホームドアの整備促進等に関する検討会」中間とりまとめを踏まえ、利用者数が10万人以上の駅におけるホームドア等の優先的な整備や新しいホームドアの技術開発とともに、旅客、駅員

による視覚障害者等への積極的な声かけ等のソフト対策と合わせて、総合的な転落等の防止対策を進めていく。

厚生労働省では、毒薬及び劇薬については薬事法において、毒物及び劇物については毒物及び劇物取締法において、それぞれ、不適切な使用に繋がる流通を防止するため、譲渡規制等を行っており、販売業者等に対し、引

き続き規制の遵守の徹底を指導しているところである。

警察では、遺書、平素の言動その他の事情により、自殺するおそれのある行方不明者について保護者等から行方不明者届を受理した場合は、速やかに発見活動を開始し、当該行方不明者の発見に努めている。

7 インターネット上の自殺関連情報対策の推進

インターネット上の自殺関連情報としては、硫化水素など有毒ガスの製造方法を紹介するWebサイトが特に大きな問題となっていた。こうした自殺関連情報への対策として、平成20年12月、電気通信関連団体がプロバイダにおける自主的措置への支援として策定している「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」（18年11月策定）の禁止行為に「第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する行為」を追加する改訂が行われた。

警察庁では、平成18年6月から、民間委託により、インターネット利用者からインターネット上の違法・有害情報^{※1}に関する通報を受け付け、サイト管理者等に削除を依頼するなどの業務を行うインターネット・ホットラインセンターを運用しており、同センター

では、「硫化水素ガスの製造を誘引する情報」（情報自体から、違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報に該当。）、「自殺の場所や方法等を記載し、集団自殺を呼びかける情報」（人を自殺に誘引・勧誘する情報に該当。）を受理したときは、サイト管理者等に削除を依頼している。また、都道府県警察でも同様の情報があることを認知したときは、サイト管理者等に削除を依頼している。

総務省では、プロバイダの迅速、的確な対応が可能となるように同モデル条項の適切な運用の支援を行っている。

また、総務省では、平成21年度から、電気通信事業者等からインターネット上の違法有害情報に関する相談を受け、「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイド

（※1）インターネット・ホットラインセンターが取り扱う違法・有害情報は次のとおり

【違法情報（インターネット上の流通が法令に違反する情報）】

- ①わいせつ物公然陳列
- ②児童ポルノ公然陳列
- ③売春周旋目的の誘引
- ④インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律違反の禁止誘引行為
- ⑤薬物犯罪等の実行又は規制薬物（覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及びけしがら）の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為
- ⑥規制薬物の広告
- ⑦預貯金通帳等の譲渡等の誘引
- ⑧携帯電話等の無断有償譲渡等の誘引

【有害情報（公序良俗に反する情報）】

- ①情報自体から、違法行為（けん銃等の譲渡等、爆発物の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報
- ②（※1）の①～⑧に列挙する違法情報について、違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報
- ③人を自殺に勧誘・誘引する情報

ライン」等に基づいた助言や事例紹介を行うなどの違法・有害情報に関する相談業務等を行う違法・有害情報相談センターを設置している。

経済産業省では、自殺関連情報等の違法・有害情報を閲覧することへの対策として、インターネットの利用環境の変化に対応するため、望ましいフィルタリング提供のあり方についての判断基準を策定するとともに、当該基準を用いた判断に資するべく、ゲーム機などの新たなインターネット接続機器に対応した機器の利用状況などの継続的な調査や、フィルタリングを保護者がより適切に利用できるよう、セミナーなどを通じたフィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動を実施しており、今後も引き続き関係者と連携してフィルタリングの導入促進を行うこととしている。

青少年インターネット環境整備法は、「自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報」を青

少年有害情報の例の一つとして挙げ、そうしたインターネット上の有害情報から青少年を守るため、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずること、有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることなどを定めている。内閣府においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を推進するため、関係省庁等と連携し、青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動や国内外の各種調査等を推進している。

文部科学省では、保護者等に対して青少年が利用する携帯電話等へのフィルタリング利用を普及促進するための取組等を実施するとともに、各地域におけるネットパトロール等の有害情報対策の取組に対して支援を行っている。

8 インターネット上の自殺予告事案等への対応等

インターネット上の自殺予告事案について、警察からプロバイダ等に対して発信者情報の照会がなされた場合に、これを受けたプロバイダ等における情報開示の可否についての判断基準及び発信者情報開示の手続を整理した「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」が、平成17年10月に電気通信関連団体により策定されている。同ガイドラインを踏まえ、都道府県警察においてプロバイダ等と連携した対応を実施し、自殺防止の措置を講じている。23年中に都道府県警察が発信者情報の開示を受けた件数は、329件である。これらにより自殺予告をした者は333人であるが、これらの者への都道府県警察の対応状況は、表のとおりであり、そのうち自殺のおそれがあった81人に対して、本人への説諭、家族への監護依頼等により自殺防止措置を講じた。

発信者情報の開示を受けた自殺予告事案への対応状況

既に自殺により死亡	5人
既に自殺を図っていたが、救護等により存命	15人※
自殺のおそれがあり、説諭等を実施し、自殺を防止	81人
いたずら等自殺のおそれがないことが判明	167人
書込者が判明せず	65人
合 計	333人

※このうち、警察官による発見・救護は8人。

また、上記「違法・有害情報等への対応に関する契約約款モデル条項」は、自殺予告事案等の有害情報についても対応している。総務省では、プロバイダの迅速・的確な対応が可能となるようこれらのガイドラインの適切な運用の支援を行っている。

さらに、総務省では、平成21年から、電気通信事業者等からインターネット上の違法有

害情報に関する相談を受け、「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」等に基づいた助言や事例紹介を行うなどの違法・有害情報に関する相談業務等を行う、違法・有害情報相談センターを設置している。さらに、19年11月より、「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」を開催し、自殺予告事案等の違法・有害情報への総合的な対応の在り方について検討し、21年1月に民間の自主的取組の一層の促進やリテラシー向上の取組を提言した最終報告書を取りまとめた。

次に、インターネットを通じた有害情報の取得をきっかけとして起きる社会問題に対応するため、フィルタリングの普及も重要である。

総務省では、平成21年4月から施行された青少年インターネット環境整備法に基づき、

更なるフィルタリングの導入促進に取り組んで行くこととしている。さらに、22年9月からは利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会にて、青少年のインターネット利用環境についての検討を行い、23年10月にはスマートフォンにおけるフィルタリングのあり方及び必要性等、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言を取りまとめた。経済産業省では、フィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動や、ユーザー発信コンテンツ等（CGMサイト）における青少年保護のための民間での検討支援等を行ってきた。今後も引き続き自殺関連情報等の違法・有害情報対策を進めていく。

なお、内閣府では、自殺対策加速化プランに基づき、検索サイト関係者等と意見交換を実施している。

9 介護者への支援の充実

厚生労働省では、高齢者を介護する者の負担を軽減するため、地域包括支援センターその他関係機関等との連携協力体制の整備や介護者に対する相談等が円滑に実施されるよう、相談業務等に従事する職員の確保や資質

の向上等に関し、例えば、地域包括支援センターに携わる職員等に対して研修を行い、必要な知識・技能の修得を図る等、必要な支援の実施に努めている。

10 いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

いじめ等の問題行動に対しては、学校だけでなく関係機関が緊密に連携して、子ども一人ひとりに対するきめ細かな支援を行うことが必要である。「いじめの問題への取組の徹底について」（平成18年10月19日初等中等教育局長通知）においては、学校、地域、家庭、関係機関等が連携した取組の重要性について言及し、各種会議においてこの通知の趣旨の徹底を図っている。現在、このような問題行動の未然防止、早期発見・早期対応に資する調査研究事業を実施しているところであり、引き続き、取組の充実を図ることとしている。

また、悩みを抱えた子どもたちのために、学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭を中心とした教育相談体制が整備されることが大切であるが、夜間や休日においても子どもが相談できる体制や、子どもが悩みを打ち明けたいときに打ち明けられるシステムを構築することは大変意義あることである。

文部科学省では、スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの配置に必要な経費の補助を行うとともに、全国統一の電話番号（0570-0-78310（悩み言おう））を設定し、都道府県・政令指定都市教育委員

会による相談機関に、全国どこからでも、夜間・休日を含めて、いつでもいじめ等の悩みをより簡単に相談することができるような体制を整備している。平成19年2月から23年10月までで、相談ダイヤルに問い合わせがあった件数は15万4千件を超えており、そのうち、約7割は夜間・休日となっている。

また、平成22年1月から「子どもを見守り育てるネットワーク推進会議」を開催し、22年7月に行動計画を取りまとめ、文部科学省及び関係省庁、民間団体などが連携し、子どもを対象とした相談体制の充実や学校・地域における子どもの居場所づくりなどの取組を推進している。これらの取組により、引き続き、教育相談体制の充実に努めることとしている。

法務省の人権擁護機関では、「子どもの人

権SOSミニレター」(便箋兼封筒)を全国の小中学校の児童生徒に配布し、手紙により子どもたちの発信する悩みごと等の信号をいち早く受け止める事業を実施しているほか、「インターネット人権相談受付窓口」(SOS eメール)(パソコン用Webサイト<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>、携帯電話用Webサイト<http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>)及び子どもの人権に関する専用相談電話「子どもの人権110番」(フリーダイヤル0120-007-110)の運用により、子どもたちがより相談しやすい体制の下で子どもたちからの相談に応じ、いじめをはじめとする子どもをめぐる人権問題の解決に努めている(平成23年の「子どもの人権110番」による相談件数は約2万6,000件)。

11 報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知

マスメディアの適切な自殺報道に資するため、世界保健機関が作成した自殺予防に関する「自殺予防 メディア関係者のための手引き」(以下「手引き」という。)を報道各社に対し周知することとしている。

内閣府及び自殺予防総合対策センターの

Webサイトに「手引き」を掲載して、その周知を図っている。また、自殺予防総合対策センターにおいては、メディア従事者を対象としたメディアカンファレンスを実施し、自殺や精神疾患について適切な報道がなされるよう支援を行っている。